

平成29年11月27日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第2号	専決処分の報告について
日程第5 承認第1号	専決処分の承認について
日程第6 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 議案第42号	工事請負契約の締結について
日程第9 議案第43号	海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第10 議案第44号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第45号	弥富市運動広場条例等の一部改正について
日程第12 議案第46号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
日程第13 議案第47号	平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第14 議案第48号	平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第49号	平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第50号	平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第51号	平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成29年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月19日までの23日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月19日までの23日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、  
それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、報告第2号を議題とします。  
地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手  
元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（武田正樹君） 続きまして、日程第5、承認第1号を議題とします。  
服部市長に提案理由の説明を求めます。  
服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成29年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分事項につきましては、去る平成29年9月28日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙の日程が平成29年10月22日と決定されましたため、急遽、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を予算化する必要が生じました。このため、平成29年9月28日に本補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 議案の説明は省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） 次に、日程第6、諮問第2号及び日程第7、諮問第3号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただけます議案は諮問2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤敏之氏が平成30年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市西末広三丁目47番地3、伊藤敏之氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、飯田一氏が平成30年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市鎌島二丁目36番地、飯田一氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号及び諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号及び諮問第3号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第3号の採決に入ります。

お諮りします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（武田正樹君） 次に、日程第8、議案第42号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第42号工事請負契約の締結については、弥富市新庁舎建設工事施行のため必要があるものでございます。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案の中身につきましては、1. 工事名、弥富市新庁舎建設工事。2. 工事場所として弥富市前ヶ須町地内。3. 請負契約金額、51億6,240万円。4. 請負契約者、熊谷・日起特定建設工事共同企業体。5. 契約の方法、3名の一般競争入札でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより議案第42号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本件につきまして、私どもの立場は一貫しておりまして、人口減少社会に向かう中で、社会扶助費等ますます地方自治体に対する負担が増大する中で、身の丈に合ったものにしてほしいという立場でございますが、今まで議論してきても、その点では私どもの見解と当局の見解はかなり離れております。今まで議論したことを繰り返しお尋ねする気はありませんので、1点、市長または財政当局に確認をしたいんですが、本件につきましては基本的に工事請負費のというか、この事業費の90%は合併推進債で対応する。その

合併推進債のうち40%につきましては、交付税の基準需要額に算入されることから、かなり助成を受けてやることに実質的になるのではないかというような説明がございましたが、先日いただきました28年度中期財政計画のポイントで見ますと、例えば28年度につきましては合併算定がえによります増加分が10%軽減をされており、これがその後の4年間を合わせて、5年間を通じてゼロになり、4億円削減されるという見通しが示されております。

そうした中で、現在28年度につきましては、将来この臨時財政対策債につきましては、国の負担分を地方自治体が借り入れて、その元利償還金分につきましては今後、交付税措置をして国が負担をしていくという経過になっておりますが、28年度でその償還分とそれから地方交付税分を合わせて、ほぼ5億円であります。

したがって、今後この間に4億円削減されていけば、ほとんど現在の財政力指数、98だとか99という状態が続けば、実際には仮に基準財政需要額に算入されても、その起債の元利償還金分の40%につきましては形式的に算入されるだけで、実態としては、今までの元利償還金分についてもかなり国の負担が減るし、これについてはそういう形で、実態としては今のような財政状態が続く限り40%について交付税措置で担保されるということは、実態はないもの、ただ将来、財政状況が悪くなって基準財政収入額が減れば、その分が補填をされるということになると思いますが、そういう理解で間違いないでしょうか。確認させてください。

○議長（武田正樹君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいまおっしゃいました普通交付税に関しましては、合併推進債の交付税措置が40%あるということは事実でございます。そういったことを踏まえまして、今後の普通交付税の額、財政力指数もあわせて考えていかなければならないわけでございますけれども、実質的には40%交付税措置ということは、基準財政需要額に算入されるという意味でございまして、40%がそのまま交付税で反映されるわけではないと。それはおっしゃるとおりでございます。

今後につきましては、ただ以前とは普通交付税の制度の内容が徐々に毎年度変わっております、先般委員会でもお答え申し上げましたように、高齢者福祉とかそういった扶助費の増加を見込みまして、普通交付税の基準財政需要額、そういったものを厚みを持たせるような動きもございます。

もう一点、以前、一本算定と申しまして、市で計算した場合の普通交付税の額と合併算定がえで計算した額、これに大きな開きがあったわけでございますが、だんだんその差が縮まってまいりまして、一本算定、弥富市単独で存在したものとして計算した普通交付税の基準財政需要額も上がっております。

こういったことも踏まえまして、必ず40%がそのまま普通交付税に反映されるという保障

はございませんが、今の財政力指数、急激に税収が伸びればまた別でございますが、当面の間は不交付団体になるというようなことはないとは考えております。

したがいまして、制度上は必ず40%が普通交付税として反映されるものではないということは、おっしゃるとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私どもは、本件につきましては、先ほども申し上げましたが、今後の財政状況を考える、あるいは人口減少社会を考えると、可能な限り将来負担を少なくするという立場で、今はそういう国の基準そのものがなくなっておりますが、つい最近まで弥富市ぐらいの市の庁舎、事務室を中心にした施設であります。ここにしましては5,000平方メートルを幾らか超える程度のものだということがありましたが、だんだん全国的に庁舎建設が華美になってくる中でその基準がなくなり、今回の庁舎につきましては、先日全員協議会でも報告されましたが、6階建ての1万968平方メートルだと報告されております。

これは、人口約7万5,000の犬山市が数年前に建設いたしました大変立派な庁舎であります。1万平方メートルに比べても多いし、直前までありました国の基準に比べると2倍近いものになる基準面積であり、また財政的にも以前のかなり建設単価が大幅に下がっていた時期に比べると値上がりをして、この間さまざまな行政としての努力もされて現在の予定価格の90%程度にまで経費の削減がされたことについて、それなりの努力がされたことについては評価するものであります。しかしこのことによる将来負担というのが決して小さいものではありません。

先ほども財政課長のお話しにもありましたように、急速に税収が伸びるということはないにしても、結果としてこの40%が基準財政需要額に組み込まれるということが、それがそのまま市にまた交付されるという類いのものでないということもありますし、あるいは算定がえによりまして、27年度に比べて4億円程度、一本算定になることによって減少するという



こと、加えて社会保障費やいろんな増加分があるにしても、この事業に伴う将来負担というのは決して少なくありません。

私どもといたしましては、今の地点に庁舎を改築するということについては、一貫してそれは賛成でございましたが、こうした将来の財政負担も考慮されることから、今議会にも提案をされておりますが、従来無料でありました子供等に対する公共施設の会館使用料などについても有料化していくと。あるいはグラウンドにつきましては、お昼間のソフトボール、テニスを初めとする野球などの施設利用は、ずうっと無料を貫いてまいりました。しかし、今回のこの議会で提案されている議案の中では、これにつきましても有料化していくということが定められております。

もともとさまざまな見解や議論がありますが、やはり若いころにスポーツなど一定の周期を持ってそういうことに携わってきて、そういうことを続けている人々にとっては、病気になる割合や、あるいはそういう健康で暮らす期間が長く保障されることから、そのことによります社会的な利益、あるいは医療費等の節減効果等も考えると、わずかばかりの使用料等で行政改革という名目でやるというような実態も考慮すれば、私はこれはこういう施設の建設に当たって適切な将来負担を見込んだ価格に設定すること。あるいはまた、もともと平成10年ごろから国が当時の異常にはね上がった公共事業単価を市場価格に沿った設計の見直しによって、10%以上、入札制度が適切に機能する状態を事業執行の中できちんと確保することを通じて、10%程度の削減ということをする。そういう方法で私はやっぱり市民生活が本当に安心できるものにしていく努力は一層強められていかなければならないと思いますが、こうした中で国の地方に対するさまざまな財政措置が削減をされていく、あるいは景気の後退のもとで思うように税収が伸びない。そればかりではなくて、国自身の大企業や大資産家優遇の税制のもとで消費税導入後の消費税収入のほぼ90%に当たる分が法人税の減税に回され、事、大企業に至りましては、中小企業が29%前後の法人税を払っていることに対して十数%、特に超大手の連結決算を行っているところにつきましては、実際の実効税率は10%というような深刻な税収不足が今日の国と地方自治体の財政問題の原因になっており、やっぱりこうしたものを解消することを通じて、本当に安心安全なまちをつくっていくということが基本であると思いますので、そういうことから鑑みましても、今回のもとの本来の契約、またそれに基づく執行につきましては、日本共産党議員団を代表して反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認したので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第43号 海部地区環境事務組合理約の変更について

日程第10 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について

日程第12 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第13 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第9、議案第43号から日程第17、議案第51号まで、以上9件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） ただいまは議案第42号を御承認いただきまして、まことにありがとうございました。

次に提案し御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、並びに条例関係議案3件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号海部地区環境事務組合理約の変更については、新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任方法を変更するため、海部地区環境事務組合理約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

次に、議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正については、公の施設の使用料の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、所得税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、障害者自立支援事業、障害児通所支援事業、児童福祉総務事務事業等の扶助費の増額や人事異動に

伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第48号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第49号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、番号制度システム改修費等を計上するものであります。

次に、議案第50号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第43号海部地区環境事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、海部地区環境事務組合理約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任方法を変更することとした。
2. この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業について、例外的に2歳に達するまで休業できるよう規定された「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合」を、「当該子の1歳6カ月到達日において非常勤職員または非常勤職員の配偶者が育児休業中であり、かつ、保育所等に申し込みをしているが入れない等の理由により、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合」とした。

2番目として、その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正について御説明申し上げます。

9枚めくっていただきまして、弥富市運動広場条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、他の公共施設の利用者との公平性を確保するため、使用料の徴収区分を変更することとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

3. 平成30年4月1日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第46号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 所得税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,205万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億3,616万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫負担金4,968万5,000円、民生費県負担金2,484万3,000円、財政調整基金繰入金8,346万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費5,225万7,000円、障害児通所支援事業の障害児通所給付費2,389万9,000円、児童福祉総務事務事業の施設型給付費2,060万円であります。

また、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第48号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、番号制度システム改修委託料119万4,000円を計上し、歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億6,378万5,000円とするものであります。

次に、議案第49号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、

介護保険事務処理システム改修委託料136万1,000円、番号制度システム改修委託料97万8,000円を計上し、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,424万4,000円とするものであります。

次に、議案第50号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等により増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理し、歳入歳出それぞれ95万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,804万4,000円とするものであります。

次に、議案第51号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、共済組合の負担金のうち厚生年金部分の負担金の率の変更になり、増額が生ずることから、歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,234万6,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案9件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清

